

## 終活応援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、頼れる身寄りのない市民の生活上の課題に向き合い、入院・入所時の身元保証を代替する支援、日常生活支援又は死後の事務支援などを行う民間サービス（以下「サービス」という。）を市民が安心して利用できるようにするため、市と民間事業者との連携により行う終活応援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業対象者)

第2条 この事業の対象者は、家族又は親族の有無に関わらずサービスの利用を希望する者で、かつ、岡崎市の住民基本台帳に記録されている者とする。

### (事業の内容)

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) サービスに関する情報の提供
- (2) 死後事務に係る契約者情報の登録及び契約者死亡時の情報連携
- (3) 民間事業者によるサービスの履行状況の確認

### (協定の締結)

第4条 市長は、事業の実施に当たり、サービスを提供する民間事業者と協定を締結するものとする。ただし、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は協定を締結してはならない。

- (1) 岡崎市暴力団排除条例(平成23年岡崎市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下この条において「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体であると認められるとき。
- (2) 関係法令に違反する重大な事実があると認められるとき。

2 市長は、協定を締結した事業者（以下「連携事業者」という。）が前項各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該連携事業者との協定を解除しなければならない。

### (情報提供)

第5条 市、成年後見支援センター及び地域包括支援センターは、市民からの相談に応じて事業に関する説明を行い、連携事業者のサービスに関する情報を記載した資料を提供することができるものとする。

2 連携事業者は、自らが提供するサービスに関する情報を市へ提供し、前項の資料の作成に協力する。また、資料の作成後にサービス内容等の変更があった場合は、速やかに市へ報告しなければならない。

(契約前の説明)

第6条 連携事業者は、サービス利用を希望する市民と契約を締結する前に、本人に対し、サービスの内容、費用その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、本人が契約内容を理解できるよう努めなければならない。また、この事業は、契約に関して市が責任を負うものではないことを説明するものとする。

2 前項の重要事項を記した文書は、次の各号に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) サービスの内容及び費用
- (2) 費用の支払い方法、預託金の管理方法
- (3) 利用手続
- (4) 解約時の手続、未履行部分に係る返金の方法
- (5) 苦情相談窓口の連絡先

(死後事務契約の登録)

第7条 連携事業者は、死後事務に係る契約を締結した市民が、死亡時に市から連携事業者への連絡を希望する場合には、当該市民から市長に対し登録申請書兼同意書(様式第1号)を提出させるものとする。

2 市長は、前項の登録申請書兼同意書を提出した者(以下「登録者」という。)の死亡届が提出されたときは、速やかに連携事業者へその旨を連絡するものとする。

3 連携事業者は、前項の連絡を受けたときは、当該登録者と締結した死後事務契約を速やかに履行し、完了後に死後事務完了報告書(様式第2号)を市長へ提出しなければならない。

(登録情報の変更等)

第8条 連携事業者は、登録者の登録情報に変更が生じたとき又は登録を廃止したときは、登録者から市長に対し速やかに登録内容変更(廃止)届出書(様式第3号)を提出させるものとする。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者が市外に転出したとき
- (2) 前項の規定により、登録廃止の届出があったとき
- (3) 登録した内容等に不正又は虚偽があることが認められたとき
- (4) 第7条に規定する死後事務に係る契約を解約又は解除したとき

3 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、登録廃止決定通知書（様式第4号）により登録者へ通知するものとする。

（相談支援機関への情報提供）

第9条 連携事業者は、契約者の認知機能の低下等により日常生活に支障が生じていることを認めるときは、速やかに公的な相談支援機関へ情報提供を行うものとする。

2 連携事業者は、前項の情報提供について、あらかじめ契約者の同意を得るよう努めるものとする。

（定期の報告）

第10条 連携事業者は、毎年度、事業の実施状況について実施状況報告書（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告のほか必要と認めるときは、連携事業者に対し、事業の実施に関する説明又は資料の提出を求めることができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

終活応援事業 登録申請書兼同意書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

私は、死後事務に関する契約が履行されるよう、終活応援事業への登録を申請します。

私は、私の死亡届が提出されたとき、岡崎市が下記事業者へ連絡をすることに同意します。

申請者

ふりがな	
氏 名	
住 所	
本 籍 地	
生 年 月 日	
電 話 番 号	

死後事務契約

契約内容等	契約年月日	事業者名	担当者名	電話番号

様式第2号

死後事務完了報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(事業者) 事業者名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

対 象 者	氏名
	生年月日
契 約 年 月 日	
契 約 事 項	
完 了 年 月 日	
そ の 他	

様式第3号

終活応援事業 登録内容変更（廃止）届出書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

私は、終活応援事業への登録を 変更 ・ 廃止 します

申請者

ふりがな	
氏 名	
住 所	
本 籍 地	
生 年 月 日	
電 話 番 号	

死後事務契約（変更後の内容を記載すること。廃止の場合は記入不要。）

契約内容等	契約年月日	事業者名	担当者名	電話番号

様式第4号

終活応援事業 登録廃止決定通知書

年 月 日

様

岡 崎 市 長

年 月 日付で提出のありました「終活応援事業 登録申請書兼同意書」について、下記のとおり登録を廃止します。

記

1 廃止年月日

2 廃止理由

様式第5号

終活応援事業 実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(事業者) 事業者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

○年度の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

相 談 件 数	
契 約 者 数	
完 了 件 数	
そ の 他	